

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領の制定について

16生産第8266号
平成17年4月1日
総合食料局長
生産局長 通知
経営局長

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2953号
改正 平成18年 3月31日 17生産第8572号
改正 平成19年 3月30日 18生産第9319号
最終改正 平成20年 4月 1日 19生産第9998号

農業・食品産業競争力強化支援事業については、先に農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いする。

おって、貴局管内の県知事及び地方農政事務所長には、貴職から通知されたい。

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領

第1 共通事項

1 事業の実施

(1) 事業の実施計画の作成

農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4の1に定める事業実施計画は、第2に掲げる事業ごとに作成するものとする。

(2) 事業の実施計画の重要な変更

要綱第4の4の生産局長等が別に定める事業の実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 成果目標の変更

ウ 事業実施主体の変更

エ 事業実施期間の変更

オ 施行箇所及び設置場所の変更

カ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

キ 施設等の新設又は廃止

2 事業実施状況の報告等

要綱第8の事業実施状況の報告については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

3 事業の評価

要綱第9の事業評価については、第2に掲げる事業ごとに行うものとする。

第2 事業別事項

1 未来志向型技術革新対策事業

(1) 新需要創造対策事業：別記1

(2) 技術革新波及対策事業：別記2

(3) 生産性限界打破事業：別記3